

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
が保有する個人情報の保護に関する要綱

平成 22 年 10 月 1 日
22 健総第 4072 号
平成 26 年 3 月 31 日改正
25 健総第 5225 号
平成 29 年 10 月 1 日改正
29 健総第 2602 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。)第 33 条の規定により、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)が保有する個人情報の保護その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有個人情報開示請求書(別記第 1 号様式)を法人に提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第 3 条 条例第 13 条第 2 項及び条例第 15 条第 1 項に規定する書類は、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類(法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。)とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険の被保険者証
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法人が認める書類

(開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 14 条第 2 項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

条例第 14 条第 1 項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書 (別記第 2 号様式)
条例第 14 条第 1 項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書 (別記第 3 号様式)
条例第 14 条第 1 項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定(条例第 17 条の 3 の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	保有個人情報非開示決定通知書 (別記第 4 号様式)

- 2 条例第14条3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第5号様式)とする。
- 3 条例第14条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第5号様式の2)とする。
- 4 条例第14条第7項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 5 法人は、条例第14条第7項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第6号様式)により通知するものとする。
- 6 法人は、条例第14条第7項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第7号様式)により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

(電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法)

第5条 条例第15条第2項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)に記録された保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分の視聴又は印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有個人情報の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第6条 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有個人情報の開示(写しの交付)申込書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有個人情報が記録された公文書一件につき一部とする。
- 3 法人は、保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。
- 4 保有個人情報の開示等は、法人内で行うものとする。

(未成年者の確認書の提出)

第7条 法人は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第16条第8号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書(別記第9号様式)の提出を求めることができる。

(訂正請求書の提出)

第8条 条例第19条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有個人情報訂正請求書(別記第10号様式)を法人に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第9条 条例第19条第3項において準用する条例第13条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

2 法人は、訂正請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第10条 条例第20条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第11号様式)とする。

2 条例第20条第3項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(別記第12号様式)とする。

3 条例第20条第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記第13号様式)とする。

(事案移送通知書)

第11条 法人は、条例第17条の4第1項又は第21条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書(開示請求・訂正請求)(別記第14号様式)により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第12条 条例第21条の4第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有個人情報利用停止請求書(別記第15号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用停止請求者の確認等)

第13条 条例第21条の4第2項において準用する条例第13条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

2 法人は、利用停止請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(利用停止決定通知書等)

第14条 条例第21条の6第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記第16号様式)とする。

2 条例第21条の6第3項に規定する書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書(別記第17号様式)とする。

3 条例第21条の6第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記第18号様式)とする。

(開示手数料)

第15条 条例第22条の2に規定する開示手数料は、別表のとおりとする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第16条 法人は、条例第24の4の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書(別記第19号様式)によってするものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

- 第17条 条例第25条の5第1項の規定に基づき、東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書(別記第20号様式)を法人に提出しなければならない。
- 2 法人は、前項の規定により審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、審査会提出資料等の閲覧等の承認について書(別記第21号様式)、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(別記第22号様式)又は審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(別記第23号様式)により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第15条関係）

文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
	写し（多色刷り）1枚につき20円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの（単色刷り） 1枚につき10円	写しの交付のとき。
	印刷物として出力したもの（多色刷り） 1枚につき20円	写しの交付のとき。
電磁的記録 （ビデオテープ及び録音テープを除き、 パーソナルコンピュータで作成された ものに限る。）	印刷物として出力したもの（単色刷り） 1枚につき10円	写しの交付のとき。
	印刷物として出力したもの（多色刷り） 1枚につき20円	写しの交付のとき。
	複写したフロッピーディスク 1枚につき100円	写しの交付のとき。
	複写した光ディスク（日本工業規格X0606及びX 6281又はX6241に適合する直径120ミリメートル の光ディスクの再生装置で再生することが可能 なものに限る。） 1枚につき100円	写しの交付のとき。
	複写したフィルム（金額は別途定める）	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び電磁的記録の場合において印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算出する。
- 3 フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる方法より少ない場合は、別途、理事長が決定する。

第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 理事長 殿

請求者 氏名
住所又は居所
電話番号

東京都個人情報の保護に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付		
3 法定代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	本人の状況	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 未成年者(15歳未満) (2) 未成年者(満15歳以上) (3) 成年被後見人
	本人氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
※ 担当部署処理欄	請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他()	
	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他()	
※ 備考	受付年月日	年 月 日	受付部署

- 注1 「請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
3 担当部署	電話番号		
4 備考			

- 注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として（訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報一部開示決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容				
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後	時 分
	場所			
3 開示しない部分及びその理由	(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第号に該当)			
4 担当部署	電話番号			
5 備考				

- 注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報非開示決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示しない理由	(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第号に該当)
3 担当部署	電話番号
4 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

決定期間延長通知書
(保有個人情報開示請求)

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当部署	電話番号
6 備考	

第5号様式の2(第4条関係)

第 号
年 月 日

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報開示請求)

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当部署	電話番号
8 備考	

第 6 号様式(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

意見照会書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、次のとおり _____ に関する情報が含まれた保有個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等についてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、_____ 年 _____ 月 _____ 日までに回答してください。

<p>1 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の件名及び作成年月日</p>	
<p>2 _____に関する情報の内容</p>	
<p>3 担当部署及び意見書提出先</p>	<p>電話番号</p>
<p>4 備考</p>	

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 理事長 殿

住所又は居所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

_____年_____月_____日付_____号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 個人情報が記録され た公文書の件名		
2 開示決定に対する反 対意思の有無	有	無
3 意見(開示決定に反対 する理由)		

第7号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

開示決定に係る通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの _____ に関する情報が含まれた保有個人情報の開示請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の記録された公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 担当部署	電話番号
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 8 号様式(第 5 条関係)

保有個人情報の開示(写しの交付) 申込書	領 収 書	領 収 書 控																																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年月日付 第 号で通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。 </td> </tr> <tr> <td style="width:20%;">保有個人情報内容</td> <td style="width:20%;">開示の方法</td> <td style="width:20%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納 付 額 計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿 </td> </tr> <tr> <td>担当部署名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(窓口控)</p>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年月日付 第 号で通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。			保有個人情報内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納 付 額 計		円	年 月 日			地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿			担当部署名			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。 </td> </tr> <tr> <td style="width:20%;">保有個人情報内容</td> <td style="width:20%;">開示の方法</td> <td style="width:20%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納 付 額 計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿 </td> </tr> <tr> <td>担当部署名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(請求者交付用)</p>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。			保有個人情報内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納 付 額 計		円	年 月 日			地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿			担当部署名			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。 </td> </tr> <tr> <td style="width:20%;">保有個人情報内容</td> <td style="width:20%;">開示の方法</td> <td style="width:20%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納 付 額 計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印 </td> </tr> <tr> <td>担当部署名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(現金出納者控)</p>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。			保有個人情報内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納 付 額 計		円	年 月 日			地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印			担当部署名		
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年月日付 第 号で通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。																																																																																			
保有個人情報内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納 付 額 計		円																																																																																	
年 月 日																																																																																			
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿																																																																																			
担当部署名																																																																																			
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																																																																																			
保有個人情報内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納 付 額 計		円																																																																																	
年 月 日																																																																																			
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 殿																																																																																			
担当部署名																																																																																			
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年月日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																																																																																			
保有個人情報内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納 付 額 計		円																																																																																	
年 月 日																																																																																			
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印																																																																																			
担当部署名																																																																																			

第9号様式(第5条の2関係)

第 号

年 月 日

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

以下の確認書は、別紙保有個人情報開示請求書の写しのとおり、 年 月 日
 付けであなたの法定代理人である _____ 様 から請求があった あなたを本
 人とする保有個人情報の開示 について、あなた自身の意思を確認するものです。御
 自身で「同意する」「同意しない」の いずれかを○で囲んで、住所又は居所及び
 氏名 を御記入の上、 _____ 年 月 日 までに返送してください。

なお、開示に同意された場合であっても、東京都個人情報の保護に関する条例第16
 条の規定に基づいて非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 _____ が私に代わって別紙保有個人情報開示請求書の
 写しのとおり請求した私を本人とする保有個人情報について開示することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所

氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

第10号様式(第6条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 理事長 殿

請求者 氏名
住所又は居所
電話番号

東京都個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1	開示された保有個人情報の内容	
2	訂正を求める内容	
※ 担 当 部 署 処 理 欄	請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他()
	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他()
	事実に合致することを証明する書類等	
※ 備考		受付年月日 年 月 日 受付部署

- 注1 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

第 1 1 号様式(第 8 条関係)

第 号 年 月 日
<h2 style="margin: 0;">保有個人情報訂正決定通知書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">様</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">東京都健康長寿医療センター 理事長 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。</p>

1 開示された保有個人情報の内容	
2 訂正する保有個人情報の内容	
3 一部訂正とする理由 (一部訂正を行うときのみ記入)	
4 担当部署	電話番号
5 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 1 2 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報非訂正決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正しない理由	
3 担当部署	電話番号
4 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 3 号様式(第 8 条関係)

	第 号 年 月 日
<p>決定期間延長通知書 (保有個人情報訂正請求)</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">東京都健康長寿医療センター 理事長 印</p> <p>年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第 20 条第 5 項において準用する同条例第 14 条第 3 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当部署	電話番号
6 備考	

第 1 4 号様式(第 9 条関係)

第 号

年 月 日

**事案移送通知書
(開示請求・訂正請求)**

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第 17 条の 4 第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 保有個人情報の件名	
2 事務担当部署	電話 内線
3 移送を受けた実施機関における事務担当組織	電話 内線
4 移送をした日	
5 移送をした理由	
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。不明な点は、事務担当部署にお問い合わせください。

第15号様式(第10条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 理事長 殿
 請求者 氏名 住所又は居所 電話番号

東京都個人情報の保護に関する条例第21条の4第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1	開示された保有個人情報の内容	
2	利用停止請求の趣旨(該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3	利用停止を求める理由	
※ 担 当 部 署 処 理 欄	請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ()
	請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()
※	備考	

- 注1 「開示された保有個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

第16号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第2項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止(予定)年月日	年 月 日
4 担当部署	電話番号
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 17 号様式(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第 21 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担当部署	電話番号
4 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において東京都健康長寿医療センターを代表する者は東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第18号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

決定期間延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第5項において準用する同条例第14条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第1項の規定による決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
3 延長後の決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
4 延長理由	
5 担当部署	電話番号
6 備考	

第19号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの審査請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第24条の2の規定により、次のとおり東京都個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 審査請求の対象となる 決定及びその内容	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当部署	電話番号
5 備考	

第20号様式(第14条関係)

審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 理事長 殿

氏名

郵便番号

請求者 住所又は居所

電話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏名

電話

〔法人その他の団体の担当者その他連絡
可能な方は記載してください。〕

東京都個人情報保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、次のとおり東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・写しの交付を請求します。

<p>1 請求する意見書又は資料の件名又は内容</p>	
<p>2 閲覧・写しの交付の区分(1)から(3)までのうち、該当するものを一つ〇で囲んでください。)</p>	<p>(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付</p>

第21号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、次のとおり、承認することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の件名 又は内容				
2 閲覧又は写しの交付の日 時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後	時 分
	場所			
3 担当部署	電話番号			
4 備考				

第 2 2 号様式(第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、
次のとおり、一部承認することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容				
2 閲覧・写しの交付を 一部不承認する理由				
3 閲覧又は写しの交付 の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後	時 分
	場所			
4 担当部署	電話番号			
5 備考				

第 2 3 号様式(第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について（通知）

様

東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、
次のとおり、承認しないこととしたので通知します。

<p>1 審査会提出資料等の件名又は内容</p>	
<p>2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由</p>	
<p>3 担当部署</p>	<p>電話番号</p>
<p>4 備考</p>	